



(京都から鹿児島)

(単位:円/玄米60kg税込、玄米ト)

Table with columns for 産地 (Production Area), 品種銘柄 (Variety/Brand), 価格 (Price), 数量 (Quantity), and 参考 (Reference). It includes sub-columns for 元年度産米 (Previous Year Production), 30年度産米 (30th Year Production), and 年産平均価格 (Annual Average Price) with various comparison ratios.

資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注: 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)である。

2 産地品種銘柄ごとの価格(①)は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格(運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格)を加重平均したものであり、数量(②)は、同契約の数量の合計である。

3 価格に含む消費税は、令和元年9月以前は8%、10月以降は軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

4 加重平均に際しては、新潟、長野、静岡(東日本)の産地品種銘柄については受渡地を東日本としているものを、富山、岐阜、愛知以西(西日本)の産地品種銘柄については受渡地を西日本としているものを対象としている。

5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整(等級及び付加価値等(栽培方法等))が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。

6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している(元年度は速報値)。

7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウェイトで加重平均により算定している。

8 「-」は、当該月の相対取引契約がなかったもの又は当該月の相対取引数量が100トン未満であり、価格の公表を行わないもの。また、各年度米の年産平均価格について、令和元年度米は、当該月までの相対取引数量が100トン未満であり、価格の公表を行わないもの。平成30年度米は、当該年度において報告対象としていない産地品種銘柄である。

9 全銘柄平均価格、合計数量欄には公表していない産地品種銘柄分を含んでいるため、産地の合計と一致しない。